

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年10月2日
南 砺 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法前条第5項に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点地区との 重複の有無		
		○		福野地域	無	H27～H31	あんごの里営農組合
		○		福野地域	無	H27～H31	個人